

財関第806号
平成17年6月21日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 木村 幸俊

関税評価に係る事前教示制度について

標記のことについて、別紙のとおりその実施要領を定めたので、平成17年7月1日から、当分の間これにより実施されたい。

(別紙)

関税評価に係る事前教示実施要領

(制定の趣旨)

従来から、関税評価に係る事前教示(以下、単に「事前教示」という。)については、関税法(昭和29年法律第61号)第7条第3項(事前教示)の規定に基づき、関税評価に係る法令の解釈・適用その他関税評価上の取扱い(以下「法令の解釈等」という。)に関して、行政サービスの一環として関税評価相談の中で口頭回答をしてきたが、今般、関税評価に係る事前教示の充実策として、口頭による回答に加えて、文書による事前教示回答(文書回答)手続を整備し、税関の考え方をより明確に伝えることができるようにするとともに、照会者の同意を前提にその回答内容を原則公表することにより、一般の納税者の予測可能性を図ることとするものである。

1. 事前教示の照会者

事前教示照会は、貨物を輸入しようとする者、その委任を受けた通関業者等又は事前照会に係る貨物の輸入取引の事情を概ね把握している利害関係者(以下「照会者」という。)に行わせるものとする。

2. 文書回答を行う事前教示

文書回答を行う事前教示照会の処理手続等は、次による。

(1) 文書回答を行う対象となる事前教示照会の範囲

貨物を輸入しようとする者により輸入される貨物の法令の解釈等に関する事前教示照会で、次の要件のすべてを満たすときに、文書回答を行うこととする。

- イ 仮定の事実関係に基づく取引によるものではなく、具体的な取引内容が確定した貨物に係る照会であるとき
- ロ 照会者が、事前教示の申出の際に、下記(2)イの(イ)から(ト)までの事項を記載した書面及び下記(2)イの(フ)の資料を提出することが可能であるとき
- ハ 取引等に係る関税評価上の取扱い等が、過去に公表された質疑事例等において明らかになっていないとき
- ニ 関税定率法等の関税等の免税の規定の適用を受ける貨物の照会でないとき

ホ 上記イ～二のほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであるとき

- (イ) 関税評価に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの
- (ロ) 照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがあるもの
- (ハ) 照会に係る取引等が、関税・消費税の軽減を主要な目的とするもの
- (ニ) 製造原価を下回る価格での継続した取引など、通常の経済取引としては不合理と認められるもの
- (ホ) 回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、法令の解釈等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合
- (ヘ) 照会に係る取引等と同様の事案について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中である等関税評価上の紛争等が生じているもの
- (ト) 照会に係る取引等について、関係者間で紛争中又は紛争のおそれが極めて高いもの
- (フ) 関連する複数の取引の一部のみを照会しているもの
- (リ) 実地確認や取引関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とするもの
- (ヌ) 上記(イ)から(リ)までのほか、本手続による文書回答が適切でないと認められるもので、例えば、次のような場合。

照会の前提となる関税評価に係る法令以外の法令等により決定されるべき事項が未解決である場合

法令の改正過程にあるものであり、現状における文書回答が困難である場合

なお、関税無税のもの（消費税のみ課されるもの）についても、事前教示の対象とすることに留意する。

(2) 事前教示照会書の受理

イ 事前教示照会については、原則として、照会者が次の(イ)から(ト)までの事項を記載した「関税評価に係る事前教示照会書」（別紙様式1）（記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「関税評価に係る事前教示照会書（つづき）」を別紙様式1に添付の上、割印させるものとする。以下、これらを「評価照会書」という。）及び(フ)の資料（以下、これらを「照会文書という。」）を当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の評価部門に対して1通提出することにより行わせる。なお、一評価照会書につき一取引の事前教示とする。

- (イ) 照会に係る輸入貨物の一般的な品名、輸入通関予定官署及び輸入予

定時期

- (ロ) 輸入貨物の取引関係者の名称（すべて実名とする。）及び関係者間の権利・義務等の事実関係
 - (ハ) 具体的な取引の内容及び照会事項
 - (ニ) 上記事実関係及び取引の内容に対して照会者の法令の解釈等の見解及びその理由
 - (ホ) 審査に必要な追加的な資料の提出及び補足説明（以下「資料の追加提出等」という。）に照会者が同意する旨
 - (ヘ) 照会者名又は照会内容及び回答内容について、公表することの可否、非公開とする場合はその理由並びに公表する場合には公表に関して取引関係者等の了解を得ること及び仮に公表について取引関係者間等で発生した紛争については、照会者の責任において処理することについて、照会者が同意する旨
 - (ト) 評価照会書及び下記(フ)の資料のうち日本語以外の言語で記述されているものが含まれている場合には、その内容を日本語に翻訳した資料を提出することに照会者が同意する旨
 - (フ) 事前教示照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類その他審査に必要とされる資料（例えば、売買契約書、仕入書、評価加算・控除額が確認できる書類）
- 評価照会書の提出があった税関の評価部門の担当者（以下「照会応答担当者」という。）は、「事前教示照会に係る形式要件審査表」（別紙様式２）により当該評価照会書に上記イの(イ)から(ト)までの事項の記載があること及び上記イの(フ)の資料の提出があることを確認し、記載事項及び資料の提出に不備がないときには、当該照会文書に各関の登録番号を賦与し、受理するとともに、「事前教示照会書等事績整理票」（別紙様式３）の登録番号等の所要事項を記載する。ただし、記載事項に不明な点があるとき又は審査に必要な資料が不足しているときには、照会者に対して記載事項の補正又は資料の追加提出等を速やかに求め、当該記載事項の補正又は資料の追加提出等がなされるまでは、当該照会文書は受理しない。なお、記載事項の補正又は資料の追加提出等を求める場合には、原則、口頭により行うこととするが、必要に応じて、その旨を評価照会書の所定欄に記載し評価照会書を返付することにより行うこととする。
- また、照会応答担当者は、照会者に対して、次の事項を確実に伝える。
- (イ) 事前教示回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではない旨
 - (ロ) 事前照会に対する文書回答がないことを理由に申告期限や納期限が

延長されることはない旨

(ハ) 事前照会に対する文書回答については、不服申立ての対象とはならない旨

(注) 事前教示照会に対する文書回答について照会者が意見を有する場合には、下記(8)により処理することとなる。

(ニ) 審査の状況等によっては文書回答を行う前に輸入（納税）申告が行われる場合が生じるが、この場合には、実際の輸入（納税）申告に基づき事実関係等を審査する必要があるため、事前照会に対する文書回答は行わない旨

(ホ) 事前教示回答内容は、あくまで照会者によって説明された取引内容を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、当該回答は尊重されないこととなり、当該回答内容と異なる課税関係が生ずることがある旨

八 照会応答担当者は、当該照会文書に係る照会が上記2.(1)イからニまでに掲げる要件を満たすものであるか否かを可能な限り確認し、文書回答の対象とならない事前照会に当たるおそれがあると考えられる場合には、事前照会者に対して、文書回答の趣旨や範囲等を説明した上で、今後、文書回答を行わないこととなる可能性がある旨を伝えるなど適切に対応する。

(3) 評価照会書の受理後の処理

イ 評価照会書を受理した税関は、上記(2)の処理が済んだ評価照会書の写しを東京税関の特別価格審査官のうち東京税関長が指定する者（以下「関税評価センター」という。）へ送付する。

関税評価センターは、当該評価照会書が複数の税関に提出されているか否かを確認し、複数の税関に提出されている場合には、照会者の意見を聴取し、調整した後、当該事前教示の以後の事務を担当する税関（以下「担当税関」という。）を指定する。なお、関税評価センターは、担当税関以外の税関に当該評価照会書の写しを配付する。

ロ 評価照会書の受理後においても、必要に応じ、照会者に対して資料の追加提出等を求めるものとし、その方法は、次のいずれかによるものとする。

(イ) 「事前教示に係る補足説明書」（税関様式C第1002号）（以下「補足説明書」という。）の所定の欄に質問事項又はどのような追加資料が必要かを記載して照会者に交付し又は送達し、「補足説明事項」欄に必要事項を記載させ、追加資料がある場合には、当該追加資料とともに提出させる。

(ロ) 評価照会書の所定欄に必要事項を追記させ、追加資料がある場合には、当該追加資料とともに提出させる。

なお、補足説明を受けた場合には、「事前教示照会に係る要件審査表」に必要事項を記載するとともに、補足説明書の提出があったときには、補足説明書は提出済の評価照会書と割印をし、保管する。

八 照会者から、照会に係る取引等の中止や前提となる事実関係の変更等により、評価照会書を取り下げたい旨の申出があった場合には、任意の様式による取下書の提出を照会者に求める。取下書を受理した場合には、その処理の内容を当該評価照会書に記載し、当該取下書とともに、事前教示関係書類として保管する。また、当該評価照会書に係る協議を関税評価センターにしている場合には、当該評価照会書と取下書の写しを関税評価センターに送付する。

(4) 担当税関における審査

担当税関は、評価照会書に係る審査を次の要領により行うものとする。

イ 担当税関は、当該評価照会書が、事前教示の対象となるものである場合には、法令の解釈等を検討した上で、「評価事前教示回答書（変更通知書兼用）」（別紙様式4）（以下「評価回答書」という。）を作成する。

ロ 照会に対する審査に要する期間は、その照会内容や事実関係の補足のための資料の提出状況等により長短が生ずる場合があると考えられることから、特に回答期限を設けないこととするが、照会者に対して審査の進行状況を適宜連絡するなど照会者との間において無用のトラブルが生じないように配慮しつつ、できる限り速やかに回答するよう努めるものとする。また、照会事項である法令の解釈等にかなりの期間を要すると認められる場合には、照会者に対し、速やかにその旨通知するものとする。

なお、税関が追加資料の提出等を求める場合には、輸入（納税）申告予定日を勘案し、評価回答書の交付又は送達が当該申告に間に合うように努めるものとする。しかし、やむを得ず、税関が輸入（納税）申告予定日近くになって、資料の追加提出等を求めるようなときは、税関は当該資料の追加提出等に必要な調査期間を考慮したうえで、輸入（納税）申告後であっても、事前教示を行うものとする。ただし、十分な調査期間が確保されていたにもかかわらず、照会者による資料の追加提出等がない場合には、下記(6)イ(ロ)により処理するものとする。

八 担当税関が審査している評価照会書に関して、次のいずれかに該当する場合には、関税評価センターと協議する。

(イ) 関税評価上の取扱いにつき、照会者が他税関における取扱いとの相

違を申し立てた場合

- (ロ) 関税評価上の取扱いにつき、照会者が税関と異なる意見を有する場合
- (ハ) 取引形態その他関税評価上の取扱いに影響を与える事項につき、担当税関における前例がない場合
- (ニ) 従前の取扱いを変更しようとする場合
- (ホ) その他、特に慎重に検討する必要があると認められる場合

(5) 関税評価センターにおける審査

関税評価センターは、各税関との協議を行う評価照会書等に係る審査を次の要領により行うものとする。

- イ 各税関から送付を受けた評価照会書、評価回答書(案)及びその他の関連資料をもとに、法令の解釈等の検討をできる限り速やかに行うものとし、関税評価センターの審査の結果、担当税関と同じ回答(結論に至る過程を含む。以下同じ)となった場合には、その旨を担当税関に通知し、協議を終了する。ただし、担当税関と関税評価センターが同じ回答に至った場合でも、以前に行った事前教示の回答内容につき変更を行うときには、関税評価センターは、必要に応じ、当該変更の理由を関税局に上申し調整した後に、各税関に対して通知を行うものとする。
- ロ 関税評価センターの審査の結果、担当税関と異なる回答となった場合には、担当税関と調整を行い、さらに必要に応じて関税局と調整を行った上で、最終的結論を決定する。

(6) 文書回答手続等

事前教示照会に対する文書回答手続等は、次による。

イ 文書回答の対象とならない場合

- (イ) 評価照会書の受理後に文書回答の対象とならないことが判明したもののについては、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ」(別紙様式5)を作成し、照会者に対して送付する。また、上記(3)ロにより評価照会書の受理後に資料の追加提出等を求める場合には、必要な期間等を勘案して適当と認められる期限を付しておくものとし、当該期限を経過し、適宜催告を行った後においても記載事項の補正又は資料の追加提出等がない場合も、同様に処理するものとする。
- (ロ) 事前教示に係る回答がされる前に輸入(納税)申告がされたときは、「事前教示照会に対する文書回答の対象とならなくなった旨のお知らせ」(別紙様式6)を作成し、照会者に対して送付する。

ただし、事前教示の回答が行われる前に当該取引に係る貨物の輸入

(納税)申告が行われた場合でも、当該貨物の輸入が継続して行われ、かつ、事前教示の回答が当該申告以後の輸入(納税)申告に予測可能性を与えるものであると認められるときには、改めて当該申告以後の輸入につき事前教示照会をすることなく、当該申告以後の輸入(納税)申告に係る事前教示照会として文書回答を行って差し支えない。

□ 文書回答の対象となる照会に対する評価回答書の交付

評価照会書の内容が文書回答の対象となる場合には、評価回答書に必要回答事項を記載し、押なつした上、文書で回答するものとする。

(イ) 回答に当たっては、評価回答書の回答欄の冒頭に「回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがある」旨及び「回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではない」旨を必ず記載する。

(ロ) 上記(イ)の内容を確認した評価回答書については、評価照会書と評価回答書が同一案件であることを確保するため、評価回答書に担当税関が評価照会書に賦与した登録番号を付し、各税関の特別価格審査官名又は統括調査官(評価担当)名で照会者に評価照会書の写しとともに交付し又は送達する。また、評価センター及び他税関についても評価回答書の写しを送付する。

(ハ) また、回答を行った税関は、「事前教示照会書事績整理票」に処理結果等必要事項を記載し、評価回答書(写)とともに保管する。

(ニ) 回答の際には、割印済である評価照会書と補足説明書のそれぞれの写しを評価回答書に添付して交付し又は送達するものとする。

(7) 評価回答書の内容変更又は撤回等の取扱いについて

イ 法令の改正により、以前に行った回答が影響を受ける場合であっても、その旨通知することを要しない。ただし、照会者からの法令の改正により回答が影響を受けるか否かについて照会があった場合には、適切な回答を行うものとする。

ロ 法令の解釈の変更により、以前に行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付又は送達済の評価回答書にかえて効力を持つ変更の理由その他必要事項を記載した変更通知書(別紙様式1を適宜修正したもの。以下「変更通知書」という。)を新たに発出することにより行うものとする。さらに評価照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、評価照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号に枝番を付し、当該変更通知書の原本に評価照会書の写しを添付して

交付し又は送達することによりその旨通知するものとし、交付又は送達済の評価回答書は返付させる。

ハ 下記(9)により示された有効期限内にその貨物の輸入の申告がないことになったときは、回答を行った税関に対して、適宜の様式による書面により、その評価回答書を撤回する旨の申出をさせ、これに併せて、交付又は送達済の評価回答書は返付させる。撤回の申出を受けた場合には、その処理の内容を当該評価照会書に記載し、撤回の申出文書とともに、事前教示関係書類として保管する。

ニ 照会者が事前教示に関する事実を誤って提示する等により、以前に行った回答が影響を受ける場合には、その評価回答書(変更通知書を含む。)は、評価申告及び輸入(納税)申告の審査上、尊重されないこととなり、改めて事前教示を求める必要があるが、事務処理の混乱を避けるため、当該事実が判明したときは、照会者に対し、尊重されないこととなる理由及び従前の登録番号と同じ登録番号を記載した適宜の様式による書面により、その旨を通知するとともに、交付又は送達済の評価回答書を返付させるものとする。

ホ 上記ロにより以前に行った回答を変更する場合において、当該変更を行おうとする税関は、関税評価センターと協議するものとし、関税評価センターは上記(5)に準じて当該変更に係る審査を行う。

上記ニにより以前に行った回答が尊重されないこととなる理由等を照会者に通知する場合において、判明した事実に基づく関税評価上の取扱いが、上記(4)ハの(イ)から(ホ)に該当するときは、当該通知を行おうとする税関は、関税評価センターと協議するものとし、関税評価センターは上記(5)に準じて当該関税評価上の取扱いに係る審査を行う。

ヘ 上記ロにより交付又は送達した変更通知書を変更する場合、当該変更通知書を上記ハにより撤回する場合、又は当該変更通知書が上記ニにより尊重されないこととなる場合の処理は、上記ロ、ハ又はニによるものとする。

ただし、上記の変更、撤回又は尊重されないこととなる場合の手続は、その発出日(再交付し又は再送達したものにあっては、その最初の発出日)から有効期限内の回答又は変更通知について行うものとし、有効期限を経過したものについては、不要とする。

また、記載済の評価回答書(写)及び変更通知書(写)等は、その他関連資料とともに保管するものとし、既に変更通知書が交付又は送達され失効した評価回答書(写)等は失効したことがわかるように保管するものとする。

(8) 事前教示に関する意見の申出

事前教示照会に対する文書回答（変更通知を含む。）に対し、照会者が意見を有し、当該回答の再検討を希望する場合には、当該回答を行った税関に対して意見の申出をさせることとし、その手続については、次によるほか、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号。以下「基本通達」という。）7-17（納税申告等に係る事前教示の手続）の（3）に準じて行うものとする。

イ 意見の申出は、「評価事前教示回答書（変更通知書兼用）に関する意見の申出書」（別紙様式7）により行わせるものとする。

ロ 意見の申出は、当該申出に係る評価回答書（変更通知書を含む。）の交付又は送達の日から起算して2月以内においてのみ受け付けるものとする。

ハ 意見の申出を受付けた税関（以下「受付税関」という。）は、当該申出書の写し及び当該申出に係る自関の意見等を添えて、関税評価センターに送付する。

ニ 関税評価センターは、当該申出書の写しをもとに申出に係る取引の関税評価上の適用条項等について再検討を行い、必要に応じて、関税局と調整するものとする。

ホ 関税評価センターは、上記ハの結果、評価回答書の内容を変更する場合には、当該処理結果を当該意見の申出書の写しとともに受付税関及び他税関にも送付する。

当該評価回答書の内容に変更のない場合には、当該内容を受付税関のみに回付する。

ヘ 受付税関は、関税評価センターから回付された調整結果をもとに申出者への回答書を作成し、上記(6)ロ及び(7)の手続に準じて処理するものとする。

なお、意見の申し出に対する再検討に要する期間は、その申し出内容により長短が生ずる場合があると考えられることから、特に回答期限を設けないこととするが、照会者に対して再検討の進行状況を適宜連絡するなど照会者との間において無用のトラブルが生じないように配慮しつつ、できる限り速やかに回答するよう努めるものとする。

(9) 回答の有効期限

評価回答書については、発出日（再交付又は再送達したものにあっては、最初の評価回答書の発出日）から3年間を限度として示された有効期限内において、評価申告及び輸入（納税）申告の審査上尊重するものとする。

ただし、回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたもので

あり、照会者が事前教示に関する事実を誤って提示する等により、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、有効期限内であっても評価回答書は尊重されないこととなる。この場合には、当該回答内容に従って輸入（納税）申告が行われていたとしても、修正又は更正の対象となることに留意する。

なお、評価照会書の担当税関は、照会者に対して当該照会に係る包括申告書の提出予定日を聴取し、当該照会に対する評価回答書の有効期限と包括申告書の適用期限との整合性を考慮し、これらの期限を一致させることに努める。

(10) 評価回答書の取扱い

イ 評価申告における評価回答書の取扱い

評価申告書に添付された上記(6)口により照会者に対して交付又は送達された評価回答書又は上記(7)口により照会者に対して交付又は送達された変更通知書（以下これらを「回答書等」という。）の取扱いは次によるものとする。

なお、評価申告書に回答書等を添付する場合は、評価申告書に回答書等に付された登録番号及び回答年月日を記載させるものとする。

(イ) 評価申告書に回答書等が添付されている場合には、当該申告書の審査上、当該回答書等（下記(ロ)に該当するものを除く。）に記載された当該取引にかかる関税評価上の解釈を尊重するものとし、この場合においては、必要に応じ、当該回答書等について上記(7)口による変更が行われていないことについて確認しておくものとし、事前教示の対象となった取引と評価申告されている取引が同一であるかについても十分に確認するものとする。なお、当該回答書等の内容に疑義がある場合には、当該回答書等を交付又は送達した税関の評価部門と協議するものとする（通関部門が他税関の評価部門と協議するときは自税関の評価部門を通じて協議するものとする）。

(ロ) 評価申告書の審査上、尊重しないものとされる回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。（例えば、上記(9)の規定により示された有効期限を経過した評価回答書、法令の改正により影響を受け、参考とならなくなった評価回答書、又は上記(7)口による変更が行われた場合における変更前の評価回答書等）

ロ 輸入（納税）申告書（評価申告書が提出されたものを除く）に添付された回答書等の取扱いについては、上記イに準じるものとする。

ハ 包括申告書が撤回された場合の評価回答書の取扱い

以前に行った回答に対する包括申告書について、基本通達 7-15（包括

申告書の撤回)の規定により撤回がなされたことにより、当該撤回以後につき尊重されないこととなった評価回答書は、上記(7)八の手續に準じて処理するものとする。

(11) 評価回答書の公表について

イ 評価回答書は、行政サービスの一環として納税者の予測可能性を確保する観点から、照会者の同意があったものについて、原則として公表することとし、一般の納税者の閲覧に供する旨を個々の照会の際に照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。

ロ 回答の公表に当たっては、公表に関する同意条件に配慮して、評価回答書の記載事項、審査に必要とされる照会内容及び回答内容等を公表できるように努めるものとする。

ハ 回答の公表は、上記(6)ロの交付が済んだ評価回答書及び上記(7)ロの交付が済んだ変更通知書について、関税評価センターが関税局に報告し、当該報告に基づく内容を税関ホームページを利用して公表することで一般の納税者の閲覧に供するものとする。

ニ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や法令上の守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公表する。

(注) 照会者以外の取引関係者名については、事案の性格上、明らかにすることが必要な場合を除き、例えば、X、Y等と記載することにより匿名化することとする。

ホ 個別性が高い内容で、他の輸入者(納税者)の参考とならないと認められるものは、公表をしないものとする。

ヘ 次の要件に該当する場合で、照会者から非公開期間設定の要請があったものについては一定期間非公開とするものとする。

(イ) 照会の対象となった取引内容について、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合

(ロ) 照会の対象となった取引内容のうち製造方法に特徴があり、公開によって競合する者に知られ不利益を受けるおそれがある場合

(ハ) 照会の対象となった取引に係る情報が、照会に際して秘匿を条件として照会者より任意に提出されたものであり、当該輸出者、納入先等から秘匿を要請されている場合

(ニ) その他一定期間非公開とすることにつき、正当な理由があると認められる場合

ト 公表に関する見直しは、原則として、当該回答がなされてから3年が経過したとき(その後は3年ごと)に行う。ただし、法令の改正又は法

令の解釈の変更等により一般の納税者に予測可能性を与えなくなった場合には、その時点で見直しを行う。

なお、個々の事案に関して尊重されないものであっても、一般の納税者に予測可能性を与える場合には、公表し続けるものとする。

3. 口頭による事前教示

口頭回答を行う事前教示照会の処理手続等は、次による。

- (1) 上記2.以外の場合で、回答が可能な照会であるときは、口頭により回答を行う。ただし、照会に係る取引内容を的確に把握し、適切な回答を行うために特に必要があると認められるときは、資料の追加提出等を求めるものとする。

(注) 「口頭による回答が可能な照会」とは、例えば、具体的な輸入予定がないが、関税評価上の取扱いについて回答ができる程の取引内容説明や資料の提出があるような場合（通常予定された法令の解釈から逸脱しているものを除く。）をいう。

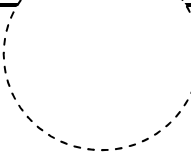
- (2) 通関部門に照会があった場合には、取引等に係る関税評価上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっているときを除き、通関部門は自税関の評価部門に引き継ぎ、評価部門が回答を行うものとする。
- (3) 関税評価センターへの協議については、上記2.(4)及び(5)に準じて行うものとする。
- (4) 口頭により回答を行ったものについては、その照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票」（税関様式C第1000号-4）にとどめるものとする。
- (5) 具体的な取引内容説明及び資料の提出がなされ、文書による事前教示回答が可能な関税評価に関する照会については、可能な限り、文書回答を行う場合の事前教示手続により行ってもらうよう努めるものとする。

受理年月日	
-------	--

登録番号	
------	--

受理印

関税評価に係る事前教示照会書

 平成 年 月 日 税関長殿	照会者の住所、氏名・印（署名） （輸入者符号） （電話番号）		
	代理人の住所、氏名・印（署名） （電話番号）		
<p>下記の輸入貨物の課税価格に係る関税評価に関する法令の解釈・適用その他関税評価上の取扱い等について、以下の「関税評価に関する照会者の見解」のとおりで差し支えないかどうか文書による回答を受けたいので照会します。</p> <p>なお、この事前教示に関して、添付した資料のほかに、審査のために必要な資料や、日本語以外の言語で記述されている資料について日本語翻訳文の提出を求められた場合には、その提出に応じます。</p> <p>また、公表されることを可とした場合、公表に関して取引等の関係者の了解を得ること、並びに仮に関係者間で紛争が起こった場合には自己の責任において処理することに同意します。</p>			
輸入貨物の品名		輸入通関 予定官署	輸入予定 時期
照会の趣旨			
取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	別紙 1 - 1 のとおり		
公開の可否	可 ・ 否	非公開期間	()ヶ月 他()
非公開理由			
添付資料	1. 代理人による照会の場合は、その委任状 2. 別紙 1 - 1 及び別紙 1 - 2（チェックシート） 3. 事前照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類 ()		

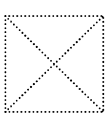
（注意事項）

- この照会書は、1部提出してください。「取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由」欄については、可能な限り詳細に記載してください。
- 照会の内容等によっては、資料を提出していただいても文書回答ができない場合があります。
- 照会に対する回答がないこと等を理由に申告期限や納期限が延長されることはありません。
- 提出された資料につきましては返却いたしませんので、ご注意ください。
- 事前教示照会に対する回答として税関より発給される評価事前教示回答書（変更通知書兼用）は、関税評価の参考とするため回答後原則として公開し、納税者一般の閲覧に供します。ただし、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合等、回答後一定期間当該内容を非公開とする必要がある場合には、公開の可否の設定及び非公開期間の指定ができますので、事前教示照会書中の「公開の可否」欄中「否」に をつけ、非公開理由欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄の()ヶ月 他()のいずれかに をつけ、具体的な非公開期間を指定してください。また、その際税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求めることがあります。

（規格 A 4）

1. 取引の概要（取引の当事者及び取引に関する事実関係）

(1) 取引の当事者（取引の売手及び買手については 内に×印を付すこと。）

輸入者 { 氏名 } 輸入の委託者 { 氏名 }		輸出者 { 氏名、国名 } 輸出の委託者 { 氏名、国名 }
-----------------------------	---	-----------------------------------

(2) 取引に係る事実関係について（取引における権利・義務等）

2. 輸入貨物の課税価格の決定における計算方法

(1) 関稅定率法第4条適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、次のように計算する。

項 目	具体的な費用の内容、適用条項及び調整を要する額又は率
現実に支払われた又は支払われるべき価格 [同条本文に該当するもの]	
加 算 要 素 [同条第1項第1号から5号のもの（ に含まれないものに限る）]	
控 除 す べ き 費 用 等 [同施行令第1条の4第1号から第4号のものでその額が明らかであるもの]	
合 計 又 は 計 算 方 法	

(2) 関稅定率法第4条以外適用の場合

この貨物の輸入申告価格は、関稅定率法第 条の に基づき次のように計算する。

3. 上記2の適用条項及び計算方法となる理由

記載欄が不足する場合には、適宜の様式（A4判）に記載のうえ、添付（割印）してください。

「関税評価に係る事前教示照会書用」チェックシート

このチェックシートは、「関税評価に係る事前教示に関する照会書」を提出するに当たって、事前照会の内容等が文書による回答の対象であるかどうかを確認していただくための「一般的な事項」をまとめたものです。

確認が終わりましたら、照会文書と併せて提出してください。

項 目	チェック欄
(1)貨物を輸入しようとする者により輸入される貨物の関税評価に係る法令の解釈等に関する照会である。	はい ・ いいえ
(2)仮定の事実関係に基づく取引によるものではなく、具体的な取引内容が確定した貨物に係る照会である。	はい ・ いいえ
(3)照会の際に、取引等の事実関係を証明できる関係書類その他審査に必要とされる資料を照会書に添付している。	はい ・ いいえ
(4)取引等に係る関税評価上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない。	はい ・ いいえ
(5)関税定率法等の関税の免税の適用を受ける貨物の照会でない。	はい ・ いいえ
(6)関税評価に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要としない。	はい ・ いいえ
(7)照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがない。	はい ・ いいえ
(8)照会に係る取引等が、関税・消費税の軽減を主要な目的とするものでない。	はい ・ いいえ
(9)照会に係る取引等は通常の経済取引として合理的である。	はい ・ いいえ
(10)照会に係る取引等と同様の事案について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中でない。	はい ・ いいえ
(11)照会に係る取引等について、関係者間で紛争中でない又は紛争のおそれがない。	はい ・ いいえ
(12)関連する複数の取引の一部のみを照会しているものでない。	はい ・ いいえ
(13)審査に必要な資料の提出及び補足説明に同意する。	はい ・ いいえ
(14)照会者名又は照会内容及び回答内容について、公表することの可否、非公開とする場合はその理由並びに公表する場合には公表に関して取引関係者等の了解を得ること及び仮に公表について取引関係者間で発生した紛争については、照会者の責任において処理することについて同意する。	はい ・ いいえ
(15)照会文書のうちに日本語以外の言語で記述されているものが含まれている場合には、その内容を日本語に翻訳した資料を提出することに同意する。	はい ・ いいえ

(注) このチェックシートのすべての項目に該当する場合であっても、審査の結果、文書による回答ができない場合もあります(詳細につきましては、税関の窓口でご相談ください。)

照会者	氏名又は名称	印
	住所又は所在地	

「関税評価に係る事前教示照会書」の記載要領

1 提出先及び提出部数

関税評価に係る事前教示に関する照会に対する回答を文書により求めようとする者(以下「照会者」という。)は、この用紙(別紙1及び別紙2を含む。)に必要事項を記載の上、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の評価部門に1部提出する。

2 「照会者の住所・所在地、氏名・印(署名)(輸入者符号)」欄には、照会をしようとする者の住所、氏名又は名称を記載し、押なつ又は署名する。また、照会者が輸出入者コード番号を取得している場合には、そのコード番号を記載し、それ以外の場合には、99999と記載する。

3 「代理人の住所・所在地、氏名・印(署名)」欄には、照会者から委任を受けた通関業者等の代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押なつ又は署名する。

4 「輸入貨物の品名」欄には、当該照会に係る貨物の具体的な商品名及び税番を記載する。

5 「輸入通関予定官署」欄には、当該照会に係る貨物の輸入申告等が予定されている税関官署名(2以上あるときは、それぞれの官署名)を記載する。

6 「輸入予定時期」欄には、当該照会に係る貨物の最初の輸入が予定されている時期、その後の輸入の継続予定期間を記載する。

7 「照会の趣旨」欄には、照会に係る取引における関税評価上の取扱いに関する法令解釈・適用上の疑義を要約して記載する。

8 「取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由」欄の内容については、別紙1-1に記載する。

別紙1-1について、

(1) 1.(1)の「輸入者」及び「輸出者」、「輸入の委託者」及び「輸出の委託者」並びに「売手」及び「買手」とは、輸入貨物の評価(個別・包括)申告書記載要領(Aの1の欄)と同様とする。

(2) 1.(2)の「取引に関する事実関係について(取引における権利・義務等)」は、照会事項に係る取引等における具体的な内容の説明、取引当事者間の権利・義務関係など、課税価格の決定において必要と考えられる事実関係、その他参考となるべき事項を可能な限り具体的かつ詳細に記載する。また、関税定率法(以下「定率法」という。)第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事情、同項第4号に規定する特殊関係及び課税価格の計算に関係がある取引上の特殊な条件の有無及びその内容(特殊関係の取引価格への影響の有無及びその理由を含む。)がある場合には、その内容を記載する。

(3) 2.「輸入貨物の課税価格の決定における計算方法」の内容については、「照会の趣旨」欄に記載した法令解釈・適用上の疑義に関して照会者の見解に基づく輸入貨物の課税価格の計算方法を記載する。

イ 2.(1)の欄については、照会者の見解により定率法第4条を適用する場合の金額及びその計算方法をそれぞれ記載する。

「 現実に支払われた又は支払われるべき価格」とは、当該照会にかかる貨物の取引に基づき買手から売手に現実に支払われる又は支払われるべき価格をいい、契約書や仕入書等に記載された額に、契約書や仕入書等に記載された額以外の別払金等（定率法基本通達4-2の2）の額を加算したものをいう。

「 加算要素」とは、定率法第4条第1項各号に掲げる運賃等で、現実支払価格に含まれていないものをいう。

「 控除すべき費用」とは、定率法施行令第1条の4第1号から4号のもので現実支払価格に含まれているが、その額が明らかになるものをいう。

「 合計又は計算方法」欄には、 から までの費用の合計額又は当該合計額を納税申告の際に個々の貨物の課税価格として適用する場合の計算方法を記載する。

ロ 2.(2)の欄については、定率法第4条以外を適用する場合に、適用条項及び課税価格の計算方法を具体的に記載する。

(4) 3.「上記2の適用条項及び計算方法となる理由」欄については、照会書の「照会の趣旨」欄に記載した法令解釈・適用上の疑義に関して照会者の見解により、2.「輸入貨物の課税価格の決定における適用条項及び計算方法」となるに至った理由（例えば、照会者の法的解釈、取引に係る事実認定、関税評価協定上の決定文書または採択文書等）を具体的かつ詳細に記載する。

9 「公開の可否」欄には、税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）の公開について「可」「否」のいずれかに を付け、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合等、回答後一定期間当該内容を非公開とする必要がある場合には、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄の（ ）ヶ月 他（ ）のいずれかに をつけ、具体的な非公開期間を記載する。

10 「添付書類」欄の「3.事前照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類」には、照会事項を説明するに当たり関係する必要な資料を添付し、その資料の名称を[]内に記載する。

11 その他の留意事項

別紙1-2「関税評価に係る事前教示照会書用」チェックシートについて文書による回答の対象は、チェックシート記載の一定の要件を満たす事前教示照会であることが必要であり、照会の内容等によっては、文書による回答の対象とはならないものがありますので、ご注意ください（詳しくは、税関の評価部門にご相談ください。）。

事前教示照会に係る形式要件審査表

照会書の提出を受けた税関		税関 部門	担当者	照会文書の提出があった当初の日	
照会者氏名				確 認	補正状況
記 載 事 項 等	1	事前照会者の住所・氏名の記載がある		適・不適	
	2	押印漏れはない		適・不適	
	3	代理人等の委任状等が添付されている		適・不適	
	4	照会の趣旨が明確である		適・不適	
	5	取引等の事実関係が明確に記述されている		適・不適	
	6	照会者の法令解釈に関する意見及びその理由が明確に記述されている		適・不適	
	7	照会書に事前教示実施要領 2.(2)イの必要な事項が記載されている		適・不適	
	8	審査に必要と思われる資料の提出がされている		適・不適	

受理年月日				確 認	備 考
要 件 事 項	9	照会者により輸入される貨物の関税評価に係る法令の解釈等に関する照会である		適・不適	
	10	仮定の事実関係に基づく取引によるものではなく、具体的な取引内容が確定した貨物に係る照会である		適・不適	
	11	取引等に係る関税評価上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公表された質疑事例等において明らかになっていない		適・不適	
	12	関税率法等の関税等の免税の規定の適用を受ける貨物の照会でないとき		適・不適	
	13	その他事前教示実施要領 2.(1)ホの要件を満たしている		適・不適	
補 足 説 明 及 び 追 加 資 料	要求年月日	要求方法・内容		連絡状況	担当

「事前教示に係る形式要件審査表」の記載要領

- 1 この形式要件審査表は、「関税評価に係る事前教示照会」(審査に必要と思われる資料を含む。以下「照会文書」という。)の提出があった税関の評価部門の担当者が形式審査事務及び要件審査事務を行う際に使用する。
- 2 「照会文書の提出があった日」には、当初に照会文書の提出があった年月日を記載する。
- 3 「記載事項等」については、照会文書の記載事項等について確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを で囲む。

(参考)

事前教示通達2.(2)イ

- (イ) 照会に係る輸入貨物の一般的な品名、輸入予定官署及び輸入予定時期
- (ロ) 輸入貨物の取引関係者の名称(すべて実名とする。)及び関係者間の権利・義務等の事実関係
- (ハ) 具体的な取引の内容及び照会事項
- (ニ) 上記事実関係及び取引の内容に対して照会者の法令の解釈等の見解及びその理由
- (ホ) 審査に必要な資料の提出に照会者が同意する旨
- (ヘ) 照会者名又は照会内容及び回答内容について、公表することの可否、非公開とする場合はその理由並びに公表する場合には公表に関して取引関係者等の了解を得ること及び仮に公表について取引関係者間等で発生した紛争については、照会者の責任において処理することについて、照会者が同意する旨
- (ト) 評価照会書及び下記(チ)の資料のうち日本語以外の言語で記述されているものが含まれている場合には、その内容を日本語に翻訳した資料を提出することに照会者が同意する旨

- 4 「記載事項等」の「補正状況」欄には、照会文書の記載事項等について「不適」となった事項について、記載事項の補正又は関係資料の提出がなされた結果「適」になった場合に、その状況を、例えば、「年 月 日記載事項補正」又は「年 月 日関係資料提出」のように記載する。
- 5 「受理年月日」には、上記3の記載事項等が全て「適」であることを確認した日付を記載する。
(注) 記載事項等が全て「適」であることを確認した後、照会文書を受理する。

- 6 「要件事項」については、各要件事項について確認した結果、「適」又は「不適」のいずれかを で囲む。

(参考)

事前教示通達2.(1)ホ(照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであるとき)

- (イ) 関税評価に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの
- (ロ) 照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがあるもの
- (ハ) 照会に係る取引等が、関税・消費税の軽減を主要な目的とするもの
- (ニ) 製造原価を下回る価格での継続した取引など、通常の経済取引としては不合理と認められるもの
- (ホ) 回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、法令の解釈等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがある場合
- (ヘ) 照会に係る取引等と同様の事案について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中である等関税評価上の紛争等が生じているもの
- (ト) 照会に係る取引等について、関係者間で紛争中又は紛争のおそれが極めて高いもの
- (チ) 関連する複数の取引の一部のみを照会しているもの
- (リ) 実地確認や取引関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とするもの

(ヌ) 上記(イ)から(リ)までのほか、本手続による文書回答が適切でないと認められるもので、例えば、次のような場合。

照会の前提となる関税評価に係る法令以外の法令等により決定されるべき事項が未解決である場合

法令の改正過程にあるものであり、現状における文書回答が困難である場合

7 「要件事項」の「備考」欄については、上記6の確認の結果「不適」となった事項について、補足説明又は追加資料の提出がなされた結果「適」になった場合に、その状況を、例えば、「 年 月 日補足説明」又は「 年 月 日追加資料提出」のように記載する。

8 「補足説明及び追加資料」欄には、評価照会書の受理後に補足説明及び追加資料の提出を求めた場合にその状況を記載する。

(記載例)

	要求年月日	要求方法・内容	連絡状況	担当
補足説明及び追加資料	(例1) H17.7.1	補足説明書送達(要件事項9追加資料)	H17.7.10(面接) H17.7.30(電話)	財務太郎 "
	(例2) H17.7.1	電話連絡(要件事項9補足説明・要件事項10追加資料)	H17.7.10(電話)	関税花子

事前教示照会書等事績整理票

		登録番号		
受理税関	税関 部門	照会者の氏名		
【照会の趣旨及び問題点】				
【取引要旨】				
【回答要旨】				
照会書受理年月日	形式要件審査終了日	回答案センター送付日	センター審査終了日	
処理 結果	文書回答（回答年月日： 文書回答対象外（口頭回答：有・無		有効期限： 処理年月日： まで）	
	【処理理由】			
公表の可否	公表年月日		公表見直年月日	
可・否				
照会に係る包 括評価申告書 の提出状況	受理税関	申告年月日	適用期限	受理番号
	評価回答書の内容と包括評価申告内容の同一性		同一・相違・添付なし	
備考				

公開日 以降

登録番号

平成 年 月 日

(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

税関 調査保税部
特別価格審査官

印

評価事前教示回答書(変更通知書兼用)

別添の関税評価に係る事前教示に関する照会書(登録番号)による照会について、
下記の「回答及び理由」欄記載のとおり回答します。

取引の概要及び照会趣旨	
回答及び理由	
有効期限	この回答書の有効期限は 年 月 日までとする。
参 考	

(注) 本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意して下さい。

(規格A4)

注意事項

- 1．本件の回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる解釈が行われることがあります。また、事後調査等において、実際の取引実態が照会内容と相違していることが判明した場合には、当該回答は尊重されないこととなるのでご注意ください。
- 2．回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご注意ください。
- 3．本事前教示回答書（変更通知書兼用）は、関税評価の参考とするため、回答後原則として公開し納税者一般の閲覧に供しますのでご注意ください。
- 4．この回答書（変更通知書）の内容については、行政不服審査法上の「不服申立て」の対象とはなりません。当該内容について異議がある場合には、税関に「意見の申し出」を行うことができます。ただし、当該申し出はこの回答書（変更通知書）の交付又は送達の日から2月以内のみ可能です。
- 5．輸入申告（評価申告）等の審査上、例えば、次の回答書（変更通知書）は尊重しません。
 - ・ 有効期限を経過した回答書
 - ・ 法令及び通達の改正により影響を受け、参考とならなくなった回答書
 - ・ 法令及び通達の適用を誤った評価回答書
- 6．法令の解釈の変更等により、以前に行った回答を変更する場合には、交付又は送達済の回答書にかわる変更の理由その他必要事項を記載の上その旨税関より通知します。

平成 年 月 日

(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

税関 調査保税部
特別価格審査官
(統括調査官)

㊞

文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ(通知)

(文案の例示)

事前教示照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の輸入者に対しても関税評価に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する事前照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、平成 年 月 日に受理しました照会内容(登録番号)は、下記の理由から、文書回答の対象となる事前教示照会に当たりませんので、お知らせします。

記

(理由)

平成 年 月 日

(住所・所在地)

(氏名・名称)

殿

税関 調査保税部
特別価格審査官
(統括調査官)

㊞

事前教示に対する文書回答の対象とならなくなった旨のお知らせ(通知)

(文案の例示)

事前教示照会に対する文書回答は、照会者に文書回答を行うとともに、その内容を公表することにより、同様の取引等を行う他の輸入者に対しても関税評価に関する法令の適用等について予測可能性を与えるものとして、一定の要件に該当する事前教示照会を対象として行うこととしています。

しかしながら、平成 年 月 日に受理しました照会内容(登録番号)は、下記の理由から、事前教示照会に対する文書回答の対象とならなくなりましたので、お知らせします。

記

(理由)

受付年月日	
-------	--

受付番号	
------	--

評価事前教示回答書（変更通知書兼用）に関する意見の申出書

平成 年 月 日	申出者の 住所、氏名・印	担当者 電話番号
	代理人の 住所、氏名・印	担当者 電話番号
平成 年 月 日付	評価事前教示回答書（登録番号 ） 評価事前教示回答書変更通知書（登録番号 - ） に関し、関税評価に係る法令の適用・解釈及び関税評価上の取扱いについて、下記の理由により 意見の申出を行います。	
（理由） 		

評価事前教示回答書（変更通知書兼用）に関する意見の申出に対する回答書

上記の申出について再検討した結果、下記の理由により、

- 1．当該評価事前教示回答書（変更通知書）の変更を別添の変更通知書により行います。
- 2．当該評価事前教示回答書（変更通知書）の変更を行いません。

（理由） 		
平成 年 月 日	税関 調査保税部 特別価格審査官（統括調査官）	⑩

（注）本件回答を参考とする場合には、裏面に掲げる注意事項に留意して下さい。

注意事項

1．意見の申出書

- (1) 以前に交付された評価事前教示回答書（変更通知書）において税関が回答（変更）した照会貨物に係る関税評価に係る法令の適用・解釈及び関税評価上の取扱いについて照会者が意見を有する場合には、この申出書により税関に申出を行うことができます。
- (2) この申出は評価事前教示回答書（変更通知書）の交付又は送達の日から翌日から起算して2月以内のみ可能です。
- (3) この申出は1通提出してください。記載欄が不足する場合には、評価事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付（割印）してください。

2．意見の申出に対する回答書

- (1) 本件の意見の申出に対する回答内容は、あくまで以前に行った回答に対する照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる解釈が行われることがあります。また、事後調査等において、実際の取引実態が照会内容と相違していることが判明した場合には、当該回答は取り消されることとなるのでご注意ください。
- (2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご注意ください。

3．変更通知書（変更された場合に限り本書に添付）

- (1) この申出書により、評価事前教示回答書（変更通知書）が変更された場合は、本書に添付された評価事前教示回答書変更通知書を照会貨物の評価申告又は輸入申告（評価申告したものを除く）を行う際に添付してください。
- (2) この申出書により、評価事前教示回答書が変更され変更通知書の送付又は送達を受ける場合は、当該評価事前教示回答書を返付してください。

「評価事前教示回答書（変更通知書兼用）に関する意見の申出書・回答書」の記載要領

（評価事前教示回答書(変更通知書)に関する意見の申出書に対する回答書に関する記載要領）

- 1 「受付番号」欄には、税関別に一連番号を記載する。
- 2 「申出者の住所、氏名・印」欄には、文書回答に対し、意見の申出をしようとする照会者の住所、氏名又は名称を記載し、押なつ又は署名する。申出者が照会者から委任を受けた通関業者等の代理人の場合には、「申出者の住所、氏名・印」に加え、「代理人の住所・氏名・印」欄に代理人の住所、氏名又は名称を記載し、押なつ又は署名する。
いずれの場合においても「(担当)」及び「(電話番号)」の欄に当該申出に係る担当者の氏名及び電話番号を記載する。
- 3 意見の申出のもととなったものが評価事前教示回答書である場合は、「意見の申出文」中、当該事前教示回答書の交付の日付及び登録番号を記載し、「評価事前教示回答書変更通知書(登録番号)」を削除する。
- 4 意見の申出のもととなったものが評価事前教示回答書変更通知書である場合は「意見の申出文」中、当該事前教示回答書変更通知書の交付の日付及び登録番号を記載し、「評価事前教示回答書(登録番号)」を削除する。
- 5 「理由」欄には、意見の申出を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載する。

（評価事前教示回答書(変更通知書)に関する意見の申出に対する回答書に関する記載要領）

- 1 この様式をもって、評価事前教示回答書(変更通知書)で回答(変更)した関税評価上の取扱いを変更する場合は、通知文中2の文を削除し、評価事前教示回答書(変更通知書)で回答(変更)した関税評価上の取扱いを従前のおりとした場合は、1の文を削除する。
- 2 「理由」欄には、意見の申出に対する回答を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う税関の特別価格審査官名又は統括調査官（評価担当）名を記載し押なつする。